

令和3年度第3回 福岡市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和4年1月28日(金) 午後5時～午後5時40分

2 場 所 西鉄イン福岡 2階 大ホール (オンライン会議)

3 出席者

委員 (20人中20人)

被保険者代表 (6人中6人)

大野委員 木庭委員 木場委員 中村委員 藤村委員 前田委員

保険医又は保険薬剤師代表 (6人中6人)

平田委員 藤原委員 佐野委員 神田委員 永原委員 田中委員

公益代表 (6人中6人)

伊藤委員 近藤委員 樗木委員 中山委員 浜崎委員 濱崎委員

被用者保険等保険者代表 (2人中2人)

上村委員 山田委員

事務局

保健福祉局長 生活福祉部長 保険年金課長 保険医療課長 他

4 議事事項

(1) 本日の会議の議事録署名人の選出について

被保険者代表 木場委員

保険医又は保険薬剤師代表 佐野委員

公益代表 濱崎委員

の3名を選出

(2) 議題

令和4年度福岡市国民健康保険事業の運営について

審議の続き及び答申案の取りまとめ

事務局より資料の説明後、質疑を行った。

●委員

社会保険に加入している従業員の例でいうと、月 20 万円の収入に対して、自己負担分の保険料が月に 10,220 円、年間で約 12 万円である。それと比較すると、国保の保険料は、資料 10 ページのモデル保険料の給与収入 200 万円の 1 人世帯では、医療分と支援分を合わせて、令和 4 年度分が 155,500 円、3 年度分が 156,300 円払うということか。

また、介護分を入れた 197,700 円という保険料はどういうことなのか。

○事務局

そのとおりである。

また、介護分の保険料は 40 歳から 64 歳までの方が支払う保険料で、それ以外の方は、医療と支援分の保険料のみである。

●委員

被用者保険の立場からは、国保だけに市税を投入することは不公平だと捉えられているようだが、同じ収入であれば、国保の人は社会保険の人よりも年間に支払う保険料は多いように思うが、間違いないか。

○事務局

一般的には、国保の方が保険料は高い。

●委員

国保は他の医療保険に比べて保険料が高いという認識を持っていただき、ある程度税金で賄う。保険料の少ない方が税金でその分を負担してあげても良いのではないかと考えている。

●委員

所得の再分配を考える時、国保は構造的に所得が低いため、社会的に弱いところに、配分を厚くすることが大事である。国保は、医療保険の最後のセーフティネットであるため、他の医療保険に加入されていた方も一定の年齢になれば、国保に移行する場合が多い。国保が果たしている役割を考えた時に、税を投入してでも、払える保険料水準に抑えるというのが、健全な社会のあり方だと考える。

また、協会けんぽについても、加入者一人あたりの平均所得は低くなっているため、一

定の税による支援が必要だと思う。

本来、社会保障を進めていく国が各医療保険の実態を鑑みて、適切な国庫負担を行うよう、強く求めていく必要があると思っている。

その点で、国保にも協会けんぽにも、また、他の組合健保や共済組合にも、それぞれの医療保険の状況に鑑みて、十分な財政投入をするべきだということを求めていきたい。

今回の本市の保険料については、一般会計からの法定外繰入はまだ不十分であり、保険料が市長就任前よりも高い状況で据え置くということについては、不当に高いという意見を述べさせていただく。

●委員

協会けんぽも、加入者の収入が低く国保と似たような状況があり、被用者保険のなかでも脆弱な収入状況であるが、国保の法定外繰入のような手法は被用者保険では行えない。

繰入をしていない市町村国保もあるため、繰入に頼らなくて良い財政基盤を、いろんな保健事業などの取組みや、収納率を高めることなど様々な工夫により、整えていただきたいという考えが基本としてある。

構造的な問題を抱えている国保が、赤字繰入をなかなか解消できないという現状を、国も分かっているうえで、法定外繰入を削減していくという方針を立てられているため、被用者保険としてはその方向で、適正に、なるべく税金を充てなくて済む制度になれば良いと考えている。

●会長

賦課限度額について、追加の意見はあるか。

●委員

賦課限度額については、介護分を含めて102万円という諮問だが、ここで頭打ちになるのだが、どれだけ高額所得者であっても、102万円以上払う人はいないということである。

これは、負担能力に応じた応能負担という税の基本原則からすると、歪みがあるのではないか、相当高額所得者の方も102万円で留まることで、中間所得者層にも、余計な負担を押し付けているのではないかと考える。

所得の高い人が、多く保険料を納めるというのは応能負担の原則からすると当然のことではあるが、試算では3人世帯であれば所得が778万円で102万円の保険料に到達するように、高額所得者とは言えない境目のところが限度額となり、高い保険料を納めることに

矛盾が拭えない。その点を考えると賛同し難いというのが、率直な意見である。

○事務局

それでは、答申案を取りまとめたいと思うが、本日の状況であれば、被保険者一人あたりの保険料及び保険料賦課限度額について不十分であるという意見も一部あったが、大多数の方が諮問通りとしてよいというご意見のように思うが、よろしいか。

●委員

異議なし。

●会長

大多数の方は異議を唱えていないようなので、運営協議会としては諮問内容が適切であるということ、市長へ答申したい。

前回の運営協議会でいただいた意見も踏まえ、答申案を準備しているため、内容を確認していただき、当協議会の答申としたい。

●会長

細かい文言については、ご意見あるかと思うが、全体の大まかな流れは、答申案のとおりでよろしいか。

●委員

協議会の要望事項として、国に要望を上げてほしいという部分は、私の意見もまとめていただいており、相当反映しているため、ありがたいと思う。諮問内容の保険料については、私の意見が反映されているとは言えない状況であるため、全体としては賛同できないという意見を述べさせていただく。

●会長

財政全体のバランスを取りながら、安定的で持続可能な制度運営とするための諮問内容であると考えている。一方で、国保の保険料が高いといった声もお聞きしているが、令和2年度は、コロナの影響による受診抑制により、医療費が減少しており、これまで無駄に医療にアクセスしすぎているという面もあったのでないかと思っている。

今後、国保の財政が健全化するよう、ただ国や自治体へ要望するだけでなく、やはり

基本は、医療にかからなくて良いように、我々自身も、自分の健康は自分で守るという健康づくりに取り組んでいくことが大切ことも含めて、答申したいと思うので、どうぞ皆様方、よろしくお願ひしたい。

細かい文言については、会長一任ということで委員の皆様よろしいか。

●委員

異議なし。

●会長

それでは、答申案については、2月4日に運営協議会を代表して、私から市長に答申させていただきますと思う。